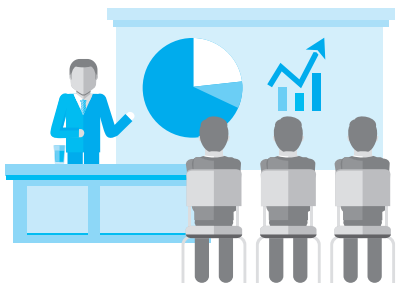


## 会議報告



# 国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2017年2月)

企業会計基準委員会 専門研究員

か さ い さ と し

河西 聡

## I はじめに

2017年2月22日と2月23日に、英国ロンドンのIFRS財団事務所にて、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)の会議が開催された。2月のIASB会議では、以下の論点が議論された。

- 保険契約
- 資本の特徴を有する金融商品
- 対称的な期限前償還オプション
- IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビュー
- 事業の定義
- リサーチ・プログラム
- 料金規制対象活動
- 「財務報告に関する概念フレームワーク」
- 金融負債の条件変更及び交換
- IFRS適用上の論点—IFRS第9号の減損

本稿では、同会議において議論された主な事項について、論点の概要及び暫定合意の概要等について紹介する。なお、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update」<sup>1</sup>及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳<sup>2</sup>をご参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## II 保険契約

### 背景

IASBは、新しい保険契約の会計基準の開発を進めており、今後、IFRS第17号の公表を予定している。IASBは2016年2月に、2013年に公表された改訂公開草案「保険契約」の再審議を完了し、文案作成の手続を開始している。2016年7月から9月にかけて外部テスト(限定されたテスト参加者が、限定されたテーマに関してIFRS第17号の文案を適用した場合のテスト)が実施され、2016年11月のIASB会議では、外部テスト及び文案作成過程で発見した事項への対応を中心に審議が行われた。その後、2016年12月から2017年1月にかけて、外部レビュー(2016年11月のIASB会議における暫定合意の内容を反映したIFRS第17号の文案に対する致命的欠陥の有無のレビュー)が実施された。

### 今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、IASBは、外部テストで受領したフィードバック及びIFRS第17号の文案に対する外部レビューの結果を踏まえて、次に記載する事項について議論した。

- 契約上のサービス・マージンの変動
- 保険契約のグルーピングの狭い範囲の適用免除(価格設定が規制の影響を受ける場合の取扱い)

➤ 外部レビューへの対応



**主な暫定合意事項**

**契約上のサービス・マージンの変動**

IASBは、次のことを暫定合意した。

- a. 一般モデルで測定される契約について、非金融リスクから生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動は、すべて契約上のサービス・マージンに対する修正とされる。
- b. 変動手数料アプローチで測定される契約について、将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動のうち、基礎となる項目に関連せず、非金融リスクから生じるものは、契約上のサービス・マージンに対する修正とされる。
- c. 契約上のサービス・マージンに対する修正とされる見積りの変動には、実績調整によって直接に生じた変動が含まれる。これには2つの例外がある。(i)当該変動が発生保険金に関するものである場合、及び、(ii)見積りの増加が契約上のサービス・マージンの帳簿価額を上回るか、又は減少が損失要素に配分される場合である。
- d. 実績調整の定義を改訂して、投資要素を除外する。
- e. 保険契約のグループについて、各期の純損益に認識する契約上のサービス・マージンの金額は、当該期間の期首現在における契約上のサービス・マージンの帳簿価額に対して、他のすべての修正を行った後の契約上のサービス・マージンの帳簿価額を配分することによって決定される。

**保険契約のグルーピングの狭い範囲の適用免除(価格設定が規制の影響を受ける場合の取扱い)**

IASBは、ポートフォリオを契約グループ(当初に不利であるグループ、不利となる可能性が著しく高くないグループ、及びその他の契約のグループ)に分割するという要求を、次の場合に、かつ、次の場合のみ免除することを暫定合意した。

- 企業が価格又は給付水準を保険契約者の特性に応じて設定することに対して、法律又は規制上の特定の制限が課されることから、あるポートフォリオに含まれる契約が、当該要求事項の適用によって、別々の契約グループに分割される結果となる場合である。この場合には、企業はそれ

らの契約を同一のグループに含めることが可能であるが、その場合には、その旨を開示しなければならない。なお、この免除規定は、規制の影響を受ける他の取引への類推によって拡張することはできない。

**外部レビューへの対応**

IASBは、次に記載する残りの論点に関して、IASBスタッフの提案のとおり、暫定合意した。IASBのメンバーは、将来の会議で検討すべき他のトピックを提起しなかった。

- a. IASBスタッフが基準の変更を提案する14個の論点のうち、2017年2月のIASB会議で議論された上記2つの論点を除く12個の論点
- b. IASBスタッフが基準の明確化を提案する15個の論点
- c. IASBがすでに検討を行ったことから、IASBスタッフが対処しないことを提案する9個の論点

**III 資本の特徴を有する金融商品**

**背景**

IASBは、資本の特徴を有する金融商品に関して、負債と資本の分類と、それに関係する表示と開示の要求を改善するための潜在的な方法を評価するため、リサーチ・プロジェクトを進めている。現在は、ガンマ・アプローチ(清算時よりも前に経済的資源を移転する義務、又は企業の経済的価値に依存しない金額の経済的資源を移転する義務のいずれかに該当する請求権を負債として分類し、いずれにも該当しないもの、すなわち、清算時にのみ残余金額に依存する経済的資源を移転する義務に該当する請求権を資本として分類するアプローチ)の開発に焦点を当てた議論が進められている。

**今回の会議で議論された主な論点**

今回の会議では、IASBは、金融商品へのガンマ・アプローチの適用に関して、次の論点を議論した。

- 契約条件並びに法律上及び規制上の要求事項との相互関係
- 資本に分類されるデリバティブの会計処理



## 主な暫定合意事項

### 契約条件並びに法律上及び規制上の要求事項との相互関係

IASBは、金融商品にガンマ・アプローチを適用する際に企業が考慮すべき契約上の権利及び義務の範囲について検討し、次のことを暫定合意した。

- a. IAS第32号「金融商品：表示」及びIFRS第9号「金融商品」と整合するように、金融商品の契約条件に対してガンマ・アプローチを適用することを企業に要求する。
- b. 強制的な株式公開買付の会計処理（開示要求の可能性を含む。）を扱うための何らかの行動をとるべきかどうかを検討する。
- c. 適用に関する課題が聞かれていないことから、IFRIC解釈指針第2号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」の再検討はしない。

### 資本に分類されるデリバティブの会計処理

IASBは、ガンマ・アプローチに関する決定が資本の中での会計処理にどのように適用されるのかを明確化するために有益となる適用上のガイダンス及び設例について検討した。この議論は、現行のIAS第32号の要求事項を適用する際に実務上の課題があった取引（企業自身の資本に係る売建プット・オプションを含む。）に関するものであった。

これについては、暫定合意は行われなかった。

## 今後の予定

今後の会議では、IASBは、次のことを議論する予定である。

- 外貨建ての行使価格の付いた非支配持分に係るデリバティブの分類に対してのガンマ・アプローチの適用
- 他のIFRS基準、IFRIC解釈指針及び「財務報告に関する概念フレームワーク」との相互関係の要約

## IV 対称的な期限前償還オプション

### 背景

IASBは、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産に関するIFRS第9号「金融商品」の狭い範囲のプロジェットの検討を行っている。2017年1月のIASB会議に

おいて、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産について、特定の要件を満たした場合に、IFRS第9号4.1.2項(b)に定める「金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみ (Solely Payments of Principal and Interest) であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」という要件 (SPPI要件) を満たし、償却原価での測定、又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となるように、IFRS第9号の修正を提案することが暫定合意された。また、同会議では、当該狭い範囲の修正の発効日を、IFRS第9号の発効日と同じ2018年1月1日以後開始する事業年度とする提案を行うことなども暫定合意されている。

## 今回の会議で議論された主な事項

今回の会議では、IASBは、対称的な期限前償還オプションを含んだ金融商品のIFRS第9号における分類に関して、今後、公表を予定している公開草案のコメント期間について議論した。



## 主な暫定合意事項

IASBは、IFRS第9号の修正に関するコメント期間を30日に設定することを暫定合意した。

また、IASBは、この修正の開発のために必要なデュー・プロセスに準拠したことを確認し、スタッフに書面投票プロセスを開始する許可を与えた。なお、1名のIASBメンバーが、IFRS第9号の修正案に反対する可能性があるという意向を示した。

## 今後の予定

IASBは、IFRS第9号の修正案の公開草案を公表する予定である。

## V IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビュー

### 背景

IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」について、適用後レビュー手続を実施している。適用後レビュー手続は、デュー・プロセスの一環として、新基準が国際的に適用されて2年経過した後に実施することが要請されている。

2017年1月のIASB会議では、適用後レビューの第1フェーズとして実施されたアウトリーチの結果及び適用後レビューの今後の予定について議論が行われ、適用後レビューの第2フェーズに進むことなどが暫定合意された。第2フェーズでは、IASBからの情報要請に寄せられた利害関係者の意見、及びその他の協議を通じて収集された情報を検討し、その後、調査結果を公表し、該当がある場合にはレビューの結果として対処すべきステップを記載したフィードバック・ステートメントを公表することになっている。

### 今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、IASBは、情報要請のコメント期間及びIFRS第13号の適用後レビューの第1フェーズの間に実施されたデュー・プロセスについて議論した。

### 主な暫定合意事項

IASBは、次のことを暫定合意した。

- a. IFRS第13号の適用後レビューに関する情報要請の回答期間は最低限120日とする。
- b. IFRS第13号の適用後レビューの第1フェーズについて、必要とされるすべてのデュー・プロセスの事項が完了していることを確認する。

### 今後の予定

IASBは、2017年5月に情報要請を公表できるよう準備している。

## VI 事業の定義

### 背景

IASBは、2016年6月に公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」(IFRS第3号及びIFRS第11号の修正案)を公表した。IASBは、当該公開草案に対して、80通のコメントレターを受領した。

### 今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、IASBは、当該公開草案で提案した内容のうち、事業の定義に関するIFRS第3号「企業結合」の修正案に対して寄せられたコメントの要約について検討した。

### 主な暫定合意事項

IASBは、決定を行わなかった。

### 今後の予定

IASBは、今後の会議で受領したコメントの分析を検討する。

## VII リサーチ・プログラム

### 今回の会議で議論された主な論点

IASBは、リサーチ・プログラムに関するアップデートを受けた。このアップデートは、2016年10月のIASB会議以降の進展を中心に行われた。

IASBは、次のことに留意した。

- のれん及び減損のプロジェクトの作業を再開する予定である。
- 共通支配下の企業結合のプロジェクトの作業が2017年第2四半期に再開する予定である。
- 動的リスク管理に関する教育セッションが2017年3月に予定されている。

- スタッフは、リサーチ・パイプラインにあるプロジェクトについて今後、数か月間に作業を開始する予定はない。



### 主な暫定合意事項

IASBは、決定を行わなかった。

### 今後の予定

リサーチ・プログラムに関しての次のアップデートは、約3か月後に予定されている。

## VIII 料金規制対象活動

### 背景

IASBは、料金規制対象活動についての新しい会計モデルを開発するため、リサーチ・プロジェクトを進めている。2016年12月のIASB会議の教育セッションでは、モデル案の概要と、当該モデル案が会計基準アドバイザー・フォーラムのメンバーが示した懸念にどのように対処しているかについて議論した。

### 今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、IASBは、料金規制対象活動についての新しい会計モデルの提案について、次の項目を議論した。

- モデルにおける全般的アプローチ
- モデルの範囲
- 規制資産及び規制負債の認識
- 設例



### 主な暫定合意事項

#### モデルにおける全般的アプローチ

IASBは、このモデルで提案している原則が、全般的アプローチとともに、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における原則と「概念フレームワーク」プロジェクトにおけるIASBの最近の考え方をどのように活用しているのかを検討した。IASBは、スタッフがこの全般的アプローチを使用したモデルの開発を継続することで暫定合意した。ただし、スタッフに、このアプローチを支える原則の記述に関する分析を、再度実施することを指示した。

#### モデルの範囲

IASBは、このモデルの範囲の要件は、公式の規制上の価格設定（すなわち、料金設定）のフレームワークを通じて創出された強制可能な権利及び義務に焦点を当てるべきであるが、審議資料に記述した料金規制のその他の特徴は除外すべきであると暫定合意した。その他の特徴は、その代わりに、規制上の権利及び義務の存在及び強制可能性の指標として使用されることになる。

#### 規制資産及び規制負債の認識

IASBは、次の事項をすべて満たす場合にのみ、規制資産又は規制負債を認識すべきかどうかを検討した。

- 規制上の調整が、企業による履行が顧客ベースによる履行を上回る又は下回る程度（すなわち、規制上の合意がもはや未履行ではない程度）から発生する権利又は義務を表象している。
- 結果として発生する規制資産又は規制負債が、他のIFRS基準を適用した資産又は負債としてすでに認識されていない。
- 認識した報酬の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い。

IASBは、当該論点に関して決定を行わなかった。IASBは、スタッフに対して、全般的アプローチを支える原則を再検討する間に、上記a.及びb.の要件を支える分析を精緻化するよう求めた。また、IASBは、不確実性並びに不確実性が認識及び測定に与える影響のより幅広い文脈の中で、c.の戻入れの要件を再検討することも求めた。

#### 設例

IASBは、認識基準の適用の仕方を例示した5つの数値例を検討した。IASBは、それらの設例に関する決定を行わなかった。

## 今後の予定

IASBは、今後の会議で、提案されたモデルにおける測定、表示及び開示の詳細な分析について議論する予定である。

## IX 「財務報告に関する概念フレームワーク」

### 背景

IASBは、現在、概念フレームワークの改訂を進めている。現行の概念フレームワークは、IASBの前身組織である国際会計基準委員会(IASC)が1989年に開発した「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を、2010年に米国財務会計基準審議会(FASB)との共同プロジェクトの成果として公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」によって置き換えたものであるが、内容の一部は1989年に公表された内容がそのまま引き継がれている。

IASBは、2013年7月のディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」の公表後、2015年5月には、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表し、当該公開草案に対して利害関係者から寄せられたコメント等を踏まえた再審議を行っている。

### 今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、IASBは、キャッシュ・フローを基礎とした測定技法に関する付録と、2015年5月の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の資産及び負債の定義を補強する諸概念に関する軽微なコメントを中心に議論した。さらに、次のことを議論した。

- 改訂「概念フレームワーク」と現行のIFRS基準の不整合のレビュー
- 改訂「概念フレームワーク」の影響の評価
- 改訂「概念フレームワーク」の開発のためのデュー・プロセスのステップ

### 主な暫定合意事項

#### 測定の付録A:キャッシュ・フローを基礎とした測定技法

IASBは、改訂「概念フレームワーク」にキャッシュ・フローを基礎とした測定技法を記述した付録からの主要なポイントを記載することを暫定合意した。

#### 改訂「概念フレームワーク」との潜在的な不整合についての現行基準のレビュー

IASBは、改訂「概念フレームワーク」と現行の基準の不整合を識別する作業について議論したが、決定を行わなかった。

#### 改訂「概念フレームワーク」の影響

IASBは、改訂「概念フレームワーク」の影響に関する評価を十分に実施したことを暫定合意した。

#### 資産及び負債の定義を補強する諸概念に関する軽微なコメント

IASBは、資産及び負債の定義を補強する諸概念に関して寄せられた軽微なコメントを検討した。IASBはこれらのコメントは、対応する必要がない又は文案作成において対処可能であることに留意するという暫定合意を行った。

#### 「財務報告に関する概念フレームワーク」についてのデュー・プロセスの要約

IASBは、これまでに「概念フレームワーク」の開発において実施したデュー・プロセスの事項をレビューし、「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件についても検討した。

IASBは、次の内容を暫定合意した。

- a. IASBが現在までに必要なデュー・プロセスの事項をすべて完了したことを確認し、文案作成プロセスを開始することをスタッフに指示する。なお、改訂「概念フレームワーク」の公表に反対する意向を示したIASBメンバーはいなかった。
- b. IASBとIFRS解釈指針委員会は、改訂「概念フレームワーク」の公表後、即時にその使用を開始する。



## X 金融負債の条件変更及び交換

### 背景

IFRS解釈指針委員会は、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換により生じた利得又は損失を、純損益に含めて認識すべきか否かの明確化を求める要望書について、2016年11月の会議で議論を行い、解釈指針案を開発することで暫定合意した。IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の7.10項では、IASBが解釈指針案を公表すべきかどうかを検討することが要請されている。

### 今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、IASBは、解釈指針案を開発するというIFRS解釈指針委員会の暫定合意について検討した。解釈指針案は、償却原価で測定される金融負債の条件変更及び交換のうち、金融負債の認識が中止されないものを扱っている。IFRS解釈指針委員会は、2016年11月の会議で、IFRS第9号「金融商品」のB5.4.6項の要求事項は、支払又は受取りの見積りのすべての修正（金融資産及び金融負債の条件変更又は交換のうち当該金融資産又は金融負債の認識が中止されないものから生じたキャッシュ・フローの変動を含む。）に適用されるとの結論を下していた。この結論は、IFRS第9号における償却原価の定義と整合している。B5.4.6項を適用して、企業は、条件変更後のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引くことによって、条件変更後の金融負債の償却原価を再計算する。企業は、金融負債の償却原価の修正があれば、条件変更日又は交換日に収益又は費用として純損益に認識する。



### 主な暫定合意事項

IASBは、この論点に関するIFRS解釈指針委員会の技術的な結論に同意したが、この状況で解釈指針案を公表することに関して懸念を示した。IASBは、IFRS第9号における原則及び要求事項が、企業が金融負債の条件変更及び交換を会計処理するための適切な基礎を提供しているとの

結論を下した。したがって、解釈指針案は主としてIFRS第9号ですでに要求されている会計処理を強調する手段として使用されることになる。IASBは、このような状況では基準設定は必要ないと結論を下した。しかし、この事項の重要性を考慮して、関連する会計処理を強調するために他の方法をとることとした。

以上を踏まえ、IASBは解釈指針案の公表に反対することを暫定合意した。

### 今後の予定

IASBは、IFRS解釈指針委員会がこの論点に関しての教育的アジェンダ決定の提案を進めることを提案した。これは、IFRS第9号を適用して認識が中止されない金融負債の条件変更及び交換の会計処理を説明するものとなる。IASBは、この論点を強調するための他の手段（例えば、ウェブサイトの中でも）も検討する。

## XI IFRS適用上の論点 — IFRS第9号の減損

### 今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、IASBは、IFRS第9号「金融商品」のB5.5.40項(c)の減損の要求事項に関する適用上の疑問点について議論した。同項は、クレジットカード枠などの特定の種類の金融商品の信用リスク・エクスポージャーの期間を決定する際に、予想される信用リスク管理の行動を考慮するという要求事項に関するものである。

この議論は、IFRS第9号における関連する要求事項及び金融商品の減損に関する移行リソース・グループの会議で示された見解を繰り返すものであった。スタッフは、IASBに対して、この疑問点及び必要性が生じた場合におけるその他の適用上の課題に関する教育文書を作成したいという意向を示した。



### 主な暫定合意事項

IASBは、決定を行わなかった。

## &lt;注&gt;

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳は、ASBJのウェブサイト参照のこと。